

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
大阪わかば高等学校	行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。					検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。
	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	
	建物	2 台	自動販売機	396,000円	(注) 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	
(注) 公有財産台帳では、許可期間が「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」のまま放置されていた。						